

## 「博士学位論文の研究公正に係る誓約書」に関わる諸手続きについて

令和5年7月14日 コース長会

令和5年7月21日 研究科委員会

### (1) 学位申請者の手続き

学位申請者は、学位申請時に「博士学位論文の正当性についての理学研究科に対する宣誓書」（以下、「宣誓書」とする。）及び学位申請者が署名をした「博士学位論文の研究公正に係る誓約書」（以下、「誓約書」とする。）の写しを他の必要書類とともに提出する。

### (2) 学位受理委員会の手続き（各領域）

主査及び副査を務める教員は、「宣誓書」及び「誓約書」を資料として学位申請者のデータなどに不正行為の問題がないことを確認し、論文を審議する領域における学位受理委員会において、その旨を報告する。

なお、副査が理学研究科に所属しない場合は、主査が本確認を行う代理の教員を選任することができる。

### (3) 研究科委員会受理時の手続き（理学研究科委員会）

各領域長または学位委員長は「博士学位論文の受理について(依頼)」及び「宣誓書」を基に剽窃や不正行為の有無の確認し、論文受理を審議する研究科委員会において報告する。剽窃チェックを実施した結果、類似率の合計が30%を超えた場合は、理由書（様式任意）を提出し、報告資料とする。

### (4) 学位審査委員会及び指導教員の手続き（各領域）

学位審査委員会は、主論文を検証し、不正行為の問題がないことを確認する。指導教員は、「誓約書」に問題がないことを確認できた旨の署名をし、提出する。

なお、学位論文に使用したデータは、東海国立大学機構における研究上の不正行為に関する取扱い規程第6条に基づき、指導教員が責任を持って管理する。

### (5) 研究科委員会報告時の手続き（理学研究科委員会）

主査は、「論文審査の結果の要旨および担当者」、「論文目録」、「誓約書」を基に、論文審査の結果について、論文審査を審議する研究科委員会において報告する。

### (6) なお、この手続きの制定により、「博士学位論文における剽窃の確認に関わる諸手続きについて」は廃止する。